

外務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率(案)について

1 審議対象案件の内容

(1) 対象者

国際交流基金：理事 1 名

(2) 業績勘案率(案)：1.0

2 業績勘案率(案)の決定方法(別添1)

・当分科会の方針を踏まえて作成した「外務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率の決定方法について」(平成 17 年 3 月 7 日外務省独立行政法人評価委員会決定。以下「決定方法」という。)に基づき算定し、外務省独立行政法人評価委員会が決定。(別添 2 及び下表)

・具体的には、各年度の業務実績評価をもとに算定された「基準業績勘案率」を基本としつつ、評価には表れない個人の貢献度等をも勘案した上で、最終的な業績勘案率を決定する方式。

・上記退職役員に係る業績勘案率(案)についても、この方式により検討・審議し、業績勘案率を「1.0」として決定しているところ。

3 当委員会の意見案

当該業績勘案率(案)は、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成 16 年 7 月 23 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)に沿った方法により決定しており、妥当なものと認められることから「意見なし」といたしたい。

(補足説明) 上記 2 の外務省独立行政法人評価委員会決定における決定方法の主な内容は、次のとおり

独立行政法人評価分科会の方針	外務省独立行政法人評価委員会決定における決定方法
2. ①退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	退職役員の在職期間に係る法人の業績又は担当業務の業績は過去の通常の業績に比してどうであったかに留意。 (「決定方法」2.(2)(イ))
2. ②業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	役員が退職した日の属する事業年度に対する評価がなされていない場合には、その前年度の業績勘案率、その他評価委員会の決める方法により算出。 (「決定方法」(別紙2)注(1))
2. ④在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。	退職役員の法人運営等に対する貢献度の度合いが反映されているか。在職時に受けた役員報酬に対する法人の業績等の反映状況と整合的である等反映の度合いが適切なものであるかに留意。 (「決定方法」2.(2)(ロ))
2. ⑥法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。	業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があり、それが妥当なものであるか。また、反映の度合いが適切なものであるかに留意。 (「決定方法」2.(2)(ハ))
2. ⑦退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。	業績勘案率は、目的積立金の状況に照らして適切であるかに留意。 (「決定方法」2.(2)(二))
2. ⑧理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	基準業績勘案率は、法人の業績に係る算定値(A)及び退職役員の担当業務に係る算定値(B)の合計を表に照らして算定する。なお、理事長(及び副理事長)に関しては、法人全体に責任を負うという観点から、Aの倍数に基づいて算定し、また、監事に関しては、右に拘わりなく、基準業績勘案率は1.0とする。 (「決定方法」2.(1))

外務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案) (※2)
				基準業績勘案率 (※1)	調整	
					当該役員の法人業績への 貢献度その他過去の通常 の業績との比等を総合的 に考慮	
国際交流基金	理事	H16.1.1～H18.12.31	H15.10.1～	1.2	あり	1.0

2 (※1) 各年度の業務実績評価に基づく「法人の業績に係る算定値」及び「退職役員の担当業務に係る算定値」の合計を基準業績勘案率算定表に照らして算定。

監事に関しては、「外務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率の決定方法について」（平成17年3月7日評価委員会決定）において基準業績勘案率は1.0とするとされている。

(※2) 当該法人の過去の業績が必ずしも明確でないこと、考慮すべき特段の事情も存在しないこと等を踏まえ検討の結果、1.0とすることが適当と判断されたもの。

外務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率の
決定方法について

平成17年3月7日決定
外務省独立行政法人評価委員会

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」に基づく、外務省所管独立行政法人の役員の退職金算定の際の業績勘案率については、以下の基本的考え方と決定の方法に則り、決定することとする。

1. 業績勘案率の算定の考え方

評価委員会は、独立行政法人の求めに応じて役員の退職金に係る業績勘案率を決定し、算定についての客観性を確保するとの観点から、決定に至った事由とともに、独立行政法人に通知する。注)

業績勘案率は、法人の業績及び退職する役員の法人運営等の実績を反映したものである。このため、独立行政法人通則法第32条及び第34条に基づき当委員会が行う法人の業務の実績に関する評価を基本とし、また、当該役員の個人的な業績等をも勘案して、委員会の審議を経て決定する。その際の業績勘案率は別紙1に従ったものとする。

2. 業績勘案率の決定の具体的方法

(1) 「基準業績勘案率」の算定

業績勘案率の決定に至る審議における基準値（以下「基準業績勘案率」という。）は、「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針」（平成15年11月17日評価委員会決定）に基づいて行った法人の業務の実績に関する評価により算定する。具体的には、別紙2に従い、法人の業績に係る算定値（A）及び退職役員の担当業務に係る算定値（B）の合計を表に照らして基準業績勘案率を算定する。なお、理事長（及び副理事長）に関しては、法人全体に責任を負うという観点から、Aの倍数に基づいて算定し、また、監事に関しては、右に拘わりなく、基準業績勘案率は1.0とする。

(2) 業績勘案率の決定

評価委員会は、基準業績勘案率を基本としつつ、評価に表れない個人の貢献度等をも勘案し、下記の点に留意して審議を行い、決定に至る事由と

共に、委員会としての業績勘案率を0.0から2.0の間で決定する。

尚、その際、基準業績勘案率に加え、又は減ずる値は、特別な場合を除き、基準業績勘案率の50%を越えるものとはしない。

(イ) 退職役員の在職期間に係わる法人の業績又は担当業務の業績は過去の通常の業績に比してどうであったか。

(ロ) 退職役員の法人運営等に対する貢献の度合いが反映されているか。在職時に受けた役員報酬に対する法人の業績等の反映状況と整合的である等反映の度合いが適切なものであるか。

(ハ) 業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があり、それが妥当なものであるか。また、反映の度合いが適切なものであるか。

(ニ) 業績勘案率は、目的積立金の状況に照らして適切であるか。

(3) 退職した役員の在職期間が1年に満たない場合は、業績勘案率は1.0を基本とする。

注) 「独立行政法人評価委員会は、業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。」(閣議決定)

業績勘案率の基本的考え方

業績勘案率	内容
2.0～1.5超	在職期間を通じて、法人の業績及び担当業務の実績（別紙2「基準業績勘案率」）に個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該役員の業績が全体として、著しく高い成果をあげていると認められる場合
1.5～1.0超	在職期間を通じて、法人の業績及び担当業務の実績（別紙2「基準業績勘案率」）に個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該役員の業績が全体として、優れた成果をあげていると認められる場合
1.0	在職期間を通じて、法人の業績及び担当業務の実績（別紙2「基準業績勘案率」）に個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該役員の業績が全体として順調な成果をあげていると認められる場合
1.0未満 ～0.5	在職期間を通じて、法人の業績及び担当業務の実績（別紙2「基準業績勘案率」）に個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該役員の業績が全体として順調な成果をあげているとは認められない場合
0.5未満 ～0.0	在職期間を通じて、法人の業績及び担当業務の実績（別紙2「基準業績勘案率」）に個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該役員の業績が全体として著しく低い成果しかあげていないと認められる場合

注(1)業績勘案率は、法人の業績及び担当業務の実績を基本とし、評価に表れない個人の貢献度等に基づき明確な判断をもって評価委員会が決定する。

(2)目的積立金(独法通則法44条3項により剰余金の使途に充てる積立金)の積立状況も勘案する。

なお、1.5超の場合は、原則として任期中のいずれかの年度に目的積立金を積み立てたことが必要。

(3)「独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を越え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。」(閣議決定)

(4)業績勘案率が1.0を越える場合など厳格な検討が求められる場合には、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日決定)に基づき、厳しい検討を行うとしている。

基準業績勘案率算定表

算定値(A+B)	基準業績勘案率
3.9以上	2.0
3.7以上3.9未満	1.9
3.6以上3.7未満	1.8
3.5以上3.6未満	1.7
3.4以上3.5未満	1.6
3.2以上3.4未満	1.5
3.0以上3.2未満	1.4
2.8以上3.0未満	1.3
2.6以上2.8未満	1.2
2.4以上2.6未満	1.1
1.8以上2.4未満	1.0
1.6以上1.8未満	0.9
1.4以上1.6未満	0.8
1.2以上1.4未満	0.7
1.0以上1.2未満	0.6
0.8以上1.0未満	0.5
0.7以上0.8未満	0.4
0.6以上0.7未満	0.3
0.5以上0.6未満	0.2
0.4以上0.5未満	0.1
0.4未満	0.0

注(1)法人の業績に係る算定値(A)及び退職役員の担当業務に係る算定値(B)の算定方法

退職役員が在職した年度毎にA及びBを算出し、在職月数で加重平均する。尚、役員が退職した日の属する事業年度に対する評価がなされていない場合には、その前年度の業績勘案率、その他評価委員会の決める方法により算出する。

A: 年度業務実績評価の中項目の加重平均(小数点3位を四捨五入)

(S=2.0、A=1.3、B=0.9、C=0.5、D=0)

B: 年度業務実績評価の退職役員の担当業務の小項目を加重平均

(小数点3位を四捨五入)

(S=2.0、A=1.3、B=0.9、C=0.5、D=0)

注(2)退職役員が中期目標期間全体に在職した場合は、当該期間に係る算定値を中期目標期間評価において算出する。

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 月 日

外務省独立行政法人評価委員会

委員 長 南 直 哉 あて

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

「外務省所管の独立行政法人の役員の退職に係る
業績勘案率 (案) について」について (意見)

「外務省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率 (案) について」(平成 19 年 3 月 5 日付け) をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率 (案) については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成 16 年 7 月 23 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定) に沿っているものであり、特に意見はありません。